

地方分権に係るこれまでの経緯について

○地方分権推進計画（平成10年5月）（抄）

(26) 環境基本法（平5法91）

【自治事務】

- ・公害防止計画の作成（17条3項）（都道府県）

【関与】

- ・公害防止計画の作成に係る内閣総理大臣（→注：現在は環境大臣）の承認（17条3項）は同意を要する協議とする。（メルクマール(c)）
- ・公害防止計画の作成に係る内閣総理大臣（→注：現在は環境大臣）の指示（17条1項）（メルクマール(j)）

(参考)

自治事務に係る特別の関与（同意、許可・認可・承認、指示）のメルクマールは、以下のとおりである。

(1) 同意

メルクマール(a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

メルクマール(b) 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方公共団体が計画を策定する場合

メルクマール(c) その他、個別の法律における必要性から特別に同意が必要とされる場合

(3) 指示

メルクマール(j) 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合

メルクマール(k) 広域的な被害のまん延防止の観点からの事務の処理に関する場合

メルクマール(l) その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

4 国民・住民本位の地方分権改革

（1）法制的な仕組みの見直し等

① 義務付け・枠付け、関与の見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革の推進にあたっては、分権型社会において基礎自治体が中心的な役割を担うことも踏まえつつ、法制的な観点から、次のとおり、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自らの責任において行政を実施する仕組みを構築することが必要である。（このための作業等については別紙のとおり。）

[義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大]

（見直しの考え方）

地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題を含めて自由度を拡大するためには、義務付け・枠付けを見直すことが必要である。

このためには、義務付け・枠付けについて、廃止・縮減、全部・一部の条例委任、又は条例による補正の許容などの見直しを行い、これらによって条例制定権の拡大をはかるべきである。

このうち、条例による補正の許容は、地方自治体による法令の「上書き」を確保しようとするものである。

（見直しの手法）

地方自治体の自主性を強化し、自らの責任において行政を実施する仕組みを構築する観点から、自治事務を対象として、そのうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを対象とする。

次のとおり義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマールを設定し、これに該当しない場合に、義務付け・枠付けを原則として廃止することを、各府省に求めることとする。

各府省からは、1)メルクマールに該当するか否かの分類、2)該当しないものについては具体的な廃止のための案、3)該当しないが、なお存置する必要があるとするもの（条例で自主的に定める余地を認めたいうえで存置する必要があるとするものを含む。）についてはその理由、について回答を得て、これを公表するとともに、その内容について当委員会として検証を行う。

なお、自治事務でありながら、義務付け・枠付けをしている場合についてここで何ら回答がなかったときは、義務付け・枠付けの必要がないものという前提で作業を進める。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

（２）個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

個別の行政分野・事務事業に関して、現状における課題認識や地方分権改革に沿った抜本的見直しの方向性、必要な検討事項の主なものは、以下に示すとおりである。そのうち特に、国と地方の役割分担の観点から基本政策・制度に関するものとして所管府省の検討を求めるもの、第一次地方分権改革以来さまざまな場面で議論がなされ国民や地方の関心の高いもの等を「重点事項」として整理した。

当委員会としては、以下のような改革の方向性で検討を進め、結論を得て勧告に盛り込むことを予定している。所管府省においても、以下の改革の方向性に沿って早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請する。このため、当面、今年度末を目途に検討結果について報告を求める予定である。

⑦ 環境

[総量削減計画]

環境規制（大気、水質、ダイオキシン類）に関して都道府県知事が定める総量削減計画については、策定時に国への協議・同意が義務付けられている。これについては、国の基本方針や施策との整合性の確保や隣接地域間の相互の影響等を踏まえた調整等のためには協議をもって足りるのではないかと考えられ、同意は廃止すべきである。

[公害規制事務の権限委譲]

各種公害規制法においては、各種規制事務を法令上特定の市の事務としているものがあるが、例えば大気汚染防止法では原則中核市までに、水質汚濁防止法では原則特例市までというように、同一の施設が規制対象になるにもかかわらず行政側の事務の主体が異なり、事業者にも負担を課することとなっている事例が見られる。

こうした法律のなかには、さらに政令で個別の地方自治体を指定しているものもある。また、これら法令の規定とは別に、都道府県の事務処理特例条例において独自に権限移譲をしている例もある。

公害規制事務の処理においては、関連する法律間において権限の主体が異なると、各種の社会経済活動に与える影響も大きい。このため、関連する法律における整合性をはかるとともに、政令による個別指定を廃止して、権限移譲すべき市町村の範囲を拡大すべきである。

[循環型社会形成推進交付金]

循環型社会形成推進交付金は、三位一体改革において廃棄物処理施設整備補助金が廃止され、新たに創設された。これに伴い、地方環境事務所・都道府県・市町村の三者で構成される循環型社会形成推進協議会を設け、循環型社会形成推進地域計画を作成することとされた。こうした協議会の開催と協議会による計画作成の義務付けについては、交付金化の趣旨を踏まえ、速やかに廃止し、より市町村の主体性が発揮できるような仕組みに改めるべきである。

[地方環境事務所のあり方]

地方環境事務所が行っている業務には、国が示す基本的な方針等を踏まえて地方自治体を実施することでも十分政策効果は発揮できるものや、例えば普及啓発活動や環境教育のように必ずしも国の地方支分部局が実施すべき必要があるとはいえないものがある。地方環境事務所のあり方については、引き続き検討を行う。